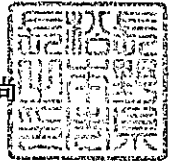


松本市公告第261号

史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和7年6月27日

松本市長 臥雲義尚



1 業務概要

- (1) 委託名称 史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託
- (2) 業務期間 契約日から令和9年3月19日(金)
- (3) 委託内容 史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)のとおりに従うこと

2 参加の資格

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加する者(以下、「参加者」という。)の参加資格等は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。また、複数の業者で構成される設計共同企業体(以下、「共同企業体」という。)としての本件プロポーザルへの参加を認める。

なお、プロポーザルによって受託者として選定された事業者が契約締結日までに下記の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失したものとし、契約を締結しない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和33年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

ウ 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する暴力団関係者でないこと。

エ 公告日から受託候補者の特定までの期間に、松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年3月31日訓令甲第10号)の規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。

オ 国及び他の地方公共団体において、指名停止措置を受けていないこと。

カ 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

キ 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤(組織、人員、体制、資金、及び資金等の管理能力、技術能力を含む)を有していること。

(2) 共同企業体について

共同企業体については、以下のとおりである。なお、本要領に記載のない事項における共同企業体の取扱いについては、松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱（平成29年3月31日告示第99号）による。

ア 共同企業体のすべての構成員は、上記(1)ア～キの要件を満たす単体企業であること。

イ 共同企業体の構成員は、史跡整備基本設計担当（以下「代表者」という。）と土壤汚染及び廃棄物対策担当の各1者とする。

ウ 共同企業体の構成員は、本事業の業者選定に係るプロポーザルへの参加に当たり、単体企業として参加していないこと。また、同時に2以上の共同企業体に参加していないこと。

エ 共同企業体の出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は30%以上とする。

オ 代表者は、構成員のうち最大の業務履行能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

カ 共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、互いに調整を密に行うこと。

キ 共同企業体による参加を表明する場合は、松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱による協定書関係書類を提出すること。

(3) 共同企業体参加等に係る制限事項

すべての構成員に共通する制限事項を以下のとおりとし、抵触する事項がある場合は参加を認めない。

ア 参加表明書等及び技術提案書の提出は、共同企業体1者につき1点に限るものとする。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、同一の共同企業体を構成することはできない。

ウ 一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合、同一の共同企業体を構成することはできない。

(4) 参加者（単体企業又は共同企業体の代表者）に求める業務実績について

単体企業として履行した過去10年間（平成27年度から令和6年度までに完了の業務）に、史跡整備（土木工事）に関する基本設計又は実施設計業務を、自治体から元請けとして受注した実績を有すること。

(5) 配置技術者について

配置予定の管理技術者（統括責任者）について、以下の要件を満たすこと。

ア 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有すること。

イ 過去に完了した業務において、管理技術者又は担当技術者として、1件以上の同種又は本業務に準ずる業務（類似業務）の実績を有すること。

なお、同種又は類似業務とは、以下の内容である。

(ア) 同種業務 国指定史跡となっている城跡の「水堀」復元整備に関わる基本設計又は実施設計に関する業務

(イ) 類似業務 国又は県指定史跡の復元整備（土木工事）に関わる基本設計又は実施設計に関する業務

3 実施要領

松本市公式ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>

4 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期限

令和7年7月15日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類（各1部）

下記の書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参または郵送により各1部ずつ提出すること。なお、松本市の入札参加資格を有する者は、オ～コについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式第1号）（共同企業体の場合は、共同企業体として）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 配置予定管理技術者調書（様式第3号）

エ 設計共同体協定書関係書類（様式第4-1号～4-4号）

（共同企業体による場合）

オ 登記事項証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

カ 印鑑証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

キ 国税の納税証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

※未納の税額がないことがわかる証明書

ク 市税の納税証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

※松本市に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書

ケ 財務諸表の写し（提出日から直近のもの）

コ 社会保険等加入を証する書類の写し

5 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和7年7月8日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。

※提出先メールアドレス：m-seibi@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和7年7月11日（金）※予定

6 現地説明会

(1) 開催日時

令和7年7月4日（金）午後1時から午後4時30分

(2) 開催場所

松本市役所大手事務所（松本市大手3丁目8番13号）玄関前集合

※資料は当日配布する。

(3) 申し込み

電話又は電子メールにて、令和7年7月3日（木）午後5時までに申し込むこと。

※メールアドレス：m-seibi@city.matsumoto.lg.jp

7 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年8月12日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

下記の提出書類ア～ケについて、提出期限までに担当課へ持参または郵送により、必要部数（キ～ケについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部を提出すること。

ア 技術提案書表紙（様式第5号）

イ 業務実績調書（様式第6号）

ウ 配置予定技術者調書（様式第7号）※全ての配置技術者について

エ 業務実施体制（様式第8号）

オ 業務協力予定書（様式第9号）

※本業務の一部を第三者に再委託（再委任）する場合

カ 本業務に係る見積書（様式第10号）

キ 技術提案書（A3横、任意様式、8枚以内、片袖折り（Z折り）とすること）

ク 上記キの内訳書（A4、任意様式）

ケ 業務実施スケジュール（任意様式、用紙サイズA3の場合は片袖折りとすること）

8 審査

本プロポーザル実施および選定等に関する審議は、次に示す審査会で行う。

(1) 名称

史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル審査委員会

(2) 審査方法

書面審査及びプレゼンテーション審査により、提案内容を得点化し、合計得点が最も高い者1者を選定する。全参加者の技術評価点が基準点（審査員の技術評価合計点の7割）未満だった場合は失格とし、改めて募集期間を設けて技術提案書の提出を求める。

(3) プレゼンテーション審査日

令和7年8月29日（金）※予定

9 契約に関する事項

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 その他留意事項

- (1) 提出された書類等の返却は行わない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選考以外には使用しない。
- (3) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (4) 参加者名及び契約者名については、契約締結後に公開を予定している。情報公開は、松本市情報公開条例（平成13年12月20日条例第72号）に基づく。
- (5) 企画提案等の作成、提出並びにヒアリング審査に要する費用については、参加者負担とする。
- (6) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (7) 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に求められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責めは、使用した提案者に全て帰するものとする。

11 問い合わせ先

担 当 松本市役所 文化観光部松本城整備課 丸山、黒田
TEL 0263-31-3369
FAX 0263-34-3299
メール m-seibi@city.matsumoto.lg.jp